

2023年5月19日

購入先各位

パナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社  
品質・環境本部  
グローバル調達本部

PFAS(有機フッ素化合物)の調査に関するご協力お願い

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素はパナソニックグループグリーン調達の取組みにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

パナソニックグループ(以下、当社と略す)は、米国・欧州での PFAS(有機フッ素化合物;ペルフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル物質)の規制化の動きに対し、当社製品への影響を評価し、過剰な規制や早急すぎる規制を抑えるための行政機関への渉外活動にも役立てるため、また、規制が実施された際に購入先様における無理のない代替化期間を確保するため、現段階において、PFAS のできる限り詳細な含有情報を把握したいと考えております。

【背景・目的】

近年、米国や欧州で PFAS を規制する法律の策定が進んでいます。PFAS は単一の物質ではなく、あらゆる有機フッ素化合物を総称する物質群の名称で、その物質数は数千～数万と言われてい

ます。PFAS は、撥水性、撥油性、耐薬品性、非粘着性、電気絶縁性、低屈折率など、電気・電子機器に有用な特性を付与する物質として、電気・電子機器を始め数多くの部品・製品に使われています。

一方で、PFAS の一部である PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)や PFOA(ペルフルオロオクタンスルホン酸)などは、既にストックホルム条約で規制または禁止されていますが、PFAS が化学的に分解し難く、環境中に長期間残留することから、予防的観点で、現在のような PFAS 全体を規制する動きとなっています。

具体的には、米国メイン州では、2021 年に「PFAS 汚染防止法」が公布され、今年秋には、PFAS を意図的に含有した製品は、州当局に情報通知することが求められ、まずこの情報を基に除外製品が検討された後、2030 年からは製造、販売が禁止される予定です。また、その他の州や米国連邦法においても、PFAS の規制が検討されています。

欧州では、グリーンディール政策の一環として REACH 規則の下で PFAS を包括的に規制することが既に公表されており、現在規制内容の議論が進められていますが、早ければ 2026 年頃には、全面的に使用禁止となる可能性があります。

上記の規制化の動きに対応し、電機・電子機器業界において、製品に含有する PFAS を把握するために、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が、データ作成支援ツールである 2 月 27 日発行の chemSHERPA ver.2.07.00 に数千種類の PFAS を収載しました。自動車関連の管理対象物質リストである GADSL においても同様に、昨年 8 月 1 日発行の GADSL 2022 Version 2.0 からは、数千種類の PFAS が収載されています。これにより、当社に納入いただく部品や製品に用いられることが想定される PFAS がほぼ網羅され、含有情報を提供いただける状況になっております。

つきましては、購入先様におかれましては、以下の記載事項に基づいてご対応頂きますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

敬具

## 記

購入先様へのお願い

当社の事業場部門から調査依頼がありましたら、chemSHERPA ver.2.07.00 で、部品・製品中のPFAS含有調査と回答\*をお願いします。すでにchemSHERPA ver.2.07.00で調査回答済みの場合は、改めて実施していただく必要はございません。

また、自動車関連の部材については、GADSL最新版(本レター発行時点では2023 Version 1.0)に基づいて含有化学物質を確認し、IMDS 或いは JAPIA シートにてご報告いただいている場合は、改めて調査実施、ご報告いただく必要はございません。

※PFAS は、撥水性、撥油性、耐薬品性、非粘着性、電気絶縁性、低屈折率、低誘電率などが必要な部品・製品、例えば、ケーブル、プリント基板、機構部品、高周波部品、光学部品、コーティング、潤滑剤などに用いられています。これらの部品に特に注目し、含有化学物質の CAS RN®を、データ作成支援ツールの物質入力画面に入力し、物質名が表示されれば、その情報を回答願います(当社より物質リストの提示はいたしません)。

以上